

学校施設の更なる有効活用に向けた 実施方針（案）



令和5（2023）年12月

川崎市教育委員会事務局

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 背景及び策定の目的 | 1 |
| 2 学校施設有効活用の現状 | 1 |
| (1) 本市における取組の位置付け | 1 |
| (2) 学校施設の有効活用に向けた取組等の現状 | 2 |
| ア 校庭、体育館、特別教室等の開放 | 2 |
| イ Kawasaki 教室シェアリング | 2 |
| ウ みんなの校庭プロジェクト | 2 |
| エ その他 | 3 |
| (3) 国及び他都市における動向 | 3 |
| 3 学校施設の有効活用に係るニーズ等の調査 | 5 |
| (1) 市民アンケート | 5 |
| ア 個人向けアンケート結果の概要 | 5 |
| イ 団体向けアンケート結果の概要 | 6 |
| (2) ワークショップ | 6 |
| (3) 地域に利用してもらうための様々な取組 | 6 |
| 4 学校施設の更なる有効活用に向けた検証 | 9 |
| (1) 検証課題 | 9 |
| ア 利用手続の簡素化及び予約状況の可視化 | 9 |
| イ 鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減 | 9 |
| (2) 実証実験の実施 | 9 |
| ア 実施概要 | 9 |
| イ ヒアリング等を通じて寄せられた意見や要望 | 11 |
| (3) サウンディング型市場調査の実施 | 13 |
| ア 個別対話の実施概要 | 13 |
| イ 個別対話における提案概要 | 13 |
| (4) 検証結果 | 13 |
| ア 利用手続の簡素化及び予約状況の可視化 | 13 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| イ 鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減 | 13 |
| ウ その他 | 14 |
| 5 今後の取組の方向性 | 15 |
| (1) 基本コンセプト | 15 |
| (2) もっと使ってもらうための取組（ソフト面） | 15 |
| ア 情報発信の強化 | 15 |
| イ 特別教室等の開放拡大 | 16 |
| (3) 使いやすくするための取組（ハード面） | 16 |
| ア 予約システムの導入 | 16 |
| イ スマートロックの導入 | 17 |
| (4) みんなで使うための取組（仕組み） | 18 |
| 6 受益者負担の考え方 | 19 |
| (1) 現状と見直しの方向性 | 19 |
| (2) 原価算定の対象経費 | 19 |
| ア 対象経費の考え方 | 19 |
| イ イニシャルコスト | 19 |
| ウ ランニングコスト | 20 |
| エ 対象経費の範囲及び算出 | 20 |
| (3) 受益者負担と公費負担の割合 | 20 |
| (4) 今後の使用料設定の考え方 | 21 |
| 7 今後のスケジュール | 22 |

1 背景及び策定の目的

本市では、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動等の場として、昭和 39（1964）年度から校庭、昭和 43(1968)年度から体育館、昭和 54(1979)年度から特別教室等の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放（以下「学校施設開放」という。）しています。

また、昭和 62(1987)年度からは照明設備を整備し、一部の学校において夜間の校庭を開放（以下「校庭夜間開放」という。）するとともに、平成 19(2007)年度からは一定の要件を満たした学校施設を「特別開放施設」として位置付けて開放（以下「学校特別開放」という。）しています。

学校施設は、未来を担う子どもたちの学習や生活のための場であり、学校教育のための目的施設であると同時に、地域における活動の拠点として、災害時における避難所や平時における学校施設開放をはじめとした様々な場面を通じて、学齢期のみならず乳幼児から高齢者まで、幅広い年代の地域住民と密接に関わっている市民共有の貴重な財産でもあります。

しかしながら、校庭や体育館については多くの市民が利用しているものの、特別教室等については利用頻度が低く、市民共有の財産として、有効に活用されていない状況となっています。

そのため、学校施設の更なる有効活用に向けた取組として、多様な主体と連携・協働した取組や実証実験等、特別教室等の新たな活用方法について、様々な取組を実施してきました。

本方針は、これまでの取組等を踏まえ、学校教育に支障のない範囲で、より多くの市民が学校施設を有効に活用するための、本市における今後の取組の方向性及び今後おおむね 5 年間のスケジュール等を示すことを目的として定めるものです。

2 学校施設有効活用の現状

（1）本市における取組の位置付け

川崎市総合計画第 3 期実施計画及び第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 3 期実施計画では、それぞれ「生涯学習施設的环境整備事業」において、「身近な地域における活動の場としての学校施設（校庭、体育館、特別教室等）の更なる活用の推進」として、「校庭、体育館、特別教室等の開放」、「特別教室の更なる活用に向けた『Kawasaki 教室シェアリング』の推進」及び「子どもたちのニーズに対応した校庭開放のしくみづくり『みんなの校庭プロジェクト』の推進」が位置付けられています。

また、川崎市行財政改革第 3 期プログラムにおいても、「市役所の経営資源の最適化」に向けた取組における「戦略的な資産マネジメント」の改革課題の一つとして掲げている「学校施設の保有最適化・有効活用の検討・推進」の中で、「身近な地域における活動の場として、学校施設の更なる有効活用を図る」ことが位置付けられています。

さらに、第 2 期川崎市スポーツ推進計画において、「誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち」に向けた取組として掲げている「身近なスポーツ環境の充実」の中で、「学校施設の有効活用」が位置付けられているとともに、今年度に改訂が予定されている第 3 期川崎市文化芸術振興計画においても、「市民が文化芸術に触れる場と機会の創出」に向けた取組として掲げている「文化芸術活動を行う環境の拡充」の中で、学校施設を含めた「既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施」が位置付けられています。

(2) 学校施設の有効活用に向けた取組等の現状

本市では、社会状況の変化や市民からの要望等を踏まえながら、これまでに次のとおり、学校施設の有効活用に向けた取組を進めてきました。

ア 校庭、体育館、特別教室等の開放

学校施設開放、校庭夜間開放、学校特別開放における開放施設の概要は次のとおりです。

なお、校庭夜間開放及び学校特別開放については、事業開始当初から使用料を徴収していますが、学校施設開放については、「平成 21(2009)年度包括外部監査結果」における受益者負担の考え方に対する指摘を踏まえ、平成 26(2014)年度から、体育館のみ光熱水費等の実費相当分を使用料として徴収しています。校庭（昼間）及び特別教室等は使用料を徴収していません。

【開放施設の概要（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）】

| 開放施設 | 開放校数 | 開放可能日 | 使用料 |
|--------|-------|----------------------|-----|
| 校庭（昼間） | 140 校 | 学校の休業日 | 無 |
| 体育館 | 166 校 | 学校の休業日及び学校教育に支障のない平日 | 有 |
| 特別教室等 | 125 校 | 学校の休業日及び学校教育に支障のない平日 | 無 |
| 校庭（夜間） | 7 校 | 学校の休業日及び学校教育に支障のない平日 | 有 |
| 特別開放施設 | 4 校 | 学校の休業日及び学校教育に支障のない平日 | 有 |

【学校施設開放の運営体制について】

本市では、各学校に町内会や P T A、青少年団体等の地域住民を中心に構成された学校施設開放運営委員会（以下「開放委員会」という。）を設置し、運営委員長や開放指導員、開放施設管理者を中心として、団体名簿や申請書類等の管理、利用実績の集計、開放施設の施錠管理、利用者への指導、開放施設の利用調整等の業務を担っていただいています。

地域を主体とした開放委員会に開放施設の運営を担っていただくことで、学校と利用者の顔の見える関係が構築され、開放施設の円滑な運営だけでなく、学校における子どもたちの安全確保や教職員の負担軽減といった効果にもつながっています。

イ Kawasaki 教室シェアリング

校庭や体育館は多くの市民が利用しているものの、特別教室等の利用頻度が低いといった実態を踏まえ、令和元(2019)年度から、学校施設の更なる有効活用に向けたプロジェクト「Kawasaki 教室シェアリング」を開始し、多様な主体と連携・協働しながら、学校施設を利用した講義やワークショップの試行実施等、もっと市民の方に利用してもらうための様々な取組を実施しています。

ウ みんなの校庭プロジェクト

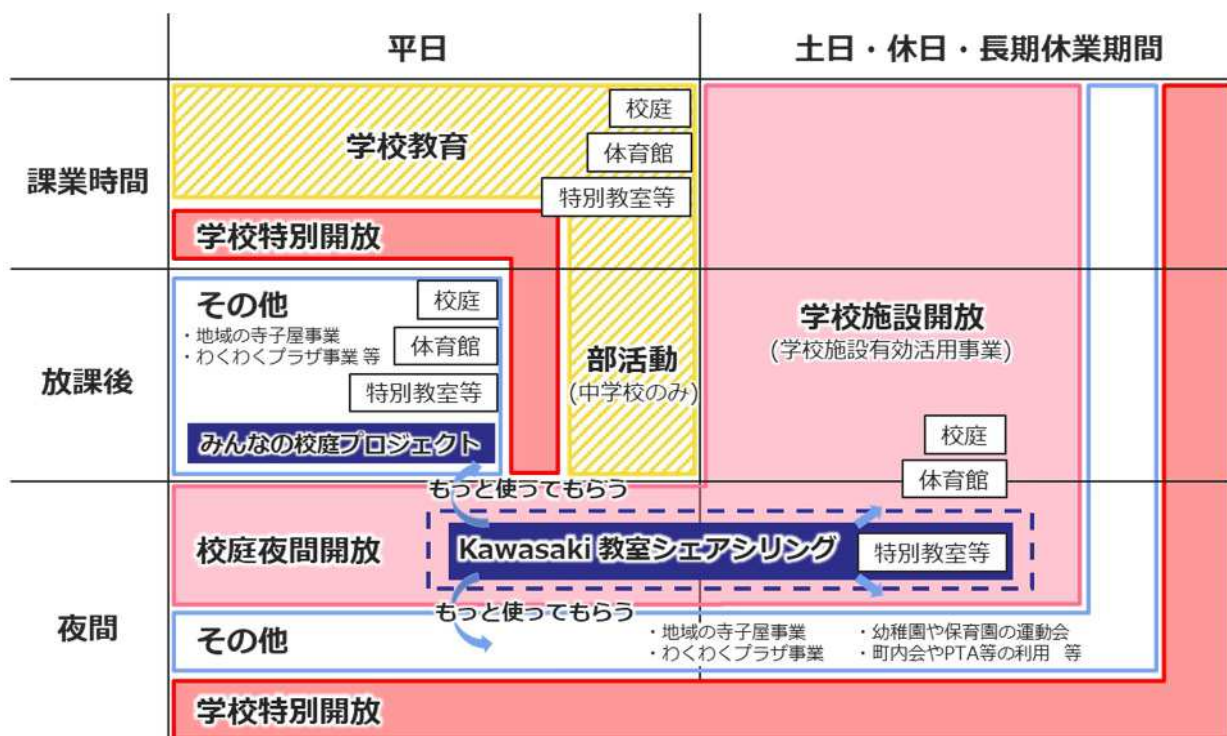
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等の影響で、放課後に校庭を開放する小学校が減少する中、令和 4(2022)年度から、子どもたち自身が通う小学校の校庭で放課後にボール遊びをする等、自由にのびのび遊べるようにするための取組「みんなの校庭プロジェクト」を開始しました。“公園のよう

に校庭で自由に遊びたい”等、子どもの“やりたい”を実現するため、子どもたちを中心としたルールづくりを行う等、令和6(2024)年度からの、放課後の校庭開放全校実施に向けた取組を進めています。

エ その他

前記アからウまでのほか、学校施設は学校教育以外の目的による活用がされており、地域の寺子屋事業や、わくわくプラザ事業をはじめとした本市が実施する事業のほか、町内会やPTA等による利用や、周辺の保育園や幼稚園の運動会等の一時的な利用もされており、学校と地域のつながりによって、様々な形で利用されています。

【学校施設の有効活用 現状】



(3) 国及び他都市における動向

学校施設の活用については、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、学校設置者は、「学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されているほか、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）において、「国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする」旨が規定されています。

スポーツ庁が令和2(2020)年3月に策定した「学校体育施設の有効活用に関する手引き」では、学校体育施設の活用については、各地方公共団体において学校体育施設開放事業が行われており、地方公共団体においては、「安全・安心の確保」、「持続可能な仕組みづくり」、「利用しやすい環境づく

り]といったポイントを念頭に、調整手続や鍵の管理、受益者負担の適正化、予約システム導入といった視点で、今後の事業実施に向けた検討をしていく必要があると示されています。

なお、本市において、令和 5(2023)年 5 月に、全国の政令指定都市を対象に調査を実施したところ、全ての都市で小学校及び中学校の校庭や体育館等の学校体育施設を開放している一方で、特別教室等を開放している都市は 6 割（20 都市中、本市を含め 12 都市）でした。

開放施設の利用調整や鍵の管理、使用料設定の有無等は都市によって多種多様であり、それぞれ独自のルールで運用されている状況ですが、ICT を活用した新たな運用の先行事例として、神戸市において、体育館の利用に必要な鍵のスマートロック化といった取組が行われています。

3 学校施設の有効活用に係るニーズ等の調査

学校施設の更なる有効活用について、市民アンケートやワークショップ、お試し開放イベント等を通じて市民ニーズの把握等を行いました。その結果概要は次のとおりです。

(1) 市民アンケート

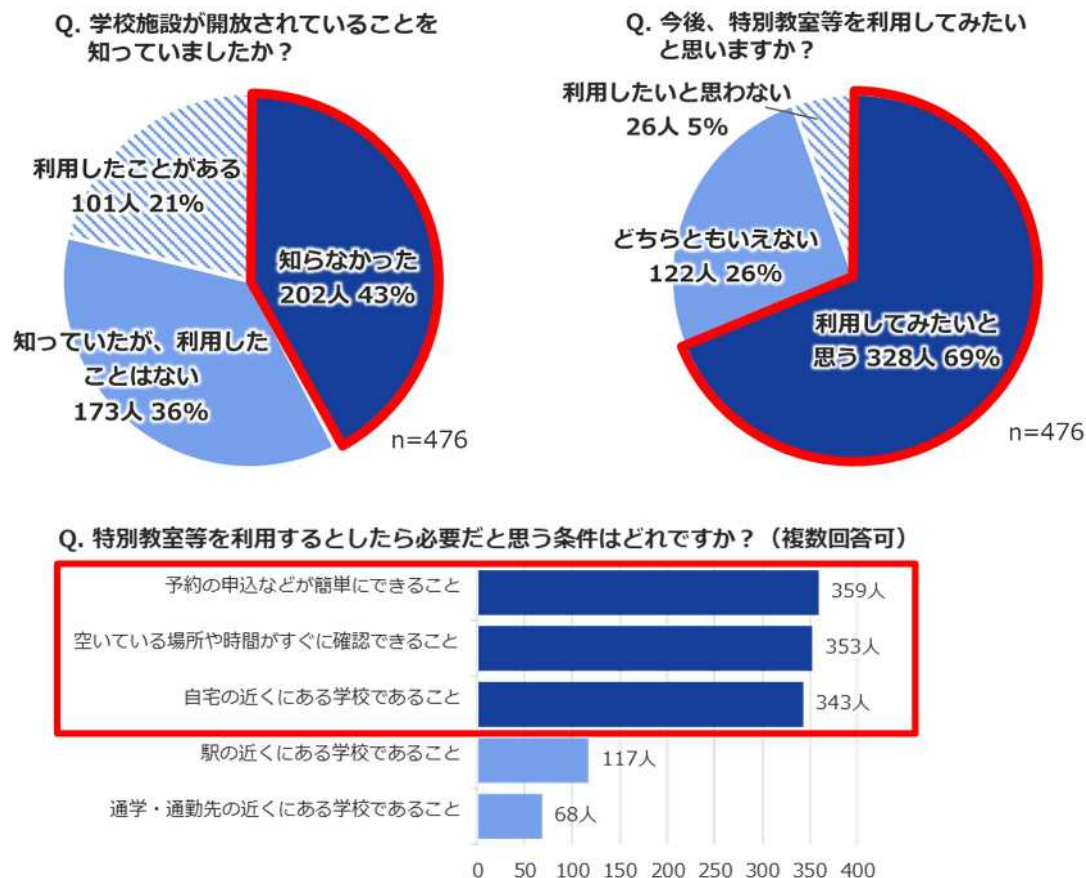
ア 個人向けアンケート結果の概要

市内在住・在勤・在学の個人を対象に、本市における学校施設の有効活用に関する取組の周知、個人による利用ニーズの把握及び新たな利用方法の掘り起こし等を目的として、令和4(2022)年7月19日から同年8月15日までを回答期間とするインターネット上でのアンケートを実施し、476件の回答が得られました。

主な結果として、43%の方が「学校施設が開放されていることを知らなかった」一方で、69%の方が「特別教室等を今後利用してみたい」と回答しており、利用してみたいと思う時間帯としては、休日の午後が74%、次いで休日の午前が71%となっています。

また、特別教室等を「利用してみたい」又は「どちらともいえない」と回答した方の70%以上が、「予約の申込などが簡単にできること」や「空いている場所や時間がすぐに確認できること」、「自宅の近くにある学校であること」が特別教室等を利用する上で必要な条件であると回答しています。

なお、自由記述では、教職員への負担やセキュリティ対策に対する懸念が挙げられたほか、特別教室等の活用によって子どもたちに関心を持つ大人が増えるのではといった副次的な効果を期待する声がありました。



イ 団体向けアンケート結果の概要

個人向けアンケートと同様に、市内で活動している団体を対象として、令和 4(2022)年 7 月 19 日から同年 8 月 15 日までを回答期間とする市内公共施設に配置した紙によるアンケートを実施し、178 件の回答が得られました。

主な結果としては、45%の方が「学校施設が開放されていることを知らなかった」一方で、66%の方が「特別教室等を今後利用してみたい」と回答しており、利用してみたいと思う時間帯としては、休日の午前と午後がともに 54%となっています。

なお、自由記述では、個人向けアンケートと同様に、教職員への負担やセキュリティ対策に対する懸念が挙げられたほか、学校を活用することで活動場所が広がるといった声や、より学校を身近に感じることができるといった副次的な効果を期待する声がありました。

(2) ワークショップ

前記 3 (1) のアンケート回答者を主な対象に、特別教室等の新たな利用方法の掘り起こし等を目的として、川崎小学校・土橋小学校・百合丘小学校の 3 校を会場としたワークショップを、令和 4(2022)年 10 月から同年 11 月にかけて各校 2 回 (全 6 回) 開催しました。

ワークショップの中では、「学校には、多世代のつながりを作りやすいポテンシャルがある」といった学校施設の可能性に期待する意見や、「単なる場所貸しではなく、学校という施設の特徴を活かした使い方をしていきたい」、「子どもたちがいろんなことを体験・学習できるような場になってほしい」等の学校施設の使い方に対する意見、「卒業したら終わりではなく、ずっと学校に関われるようになれるといい」、「学校と地域のつながりが深まるような使い方に」等の学校と地域の関わり方に関する意見のほか、「学校に負担がかからないようにしなければならない」、「児童生徒の作品等が展示されているので、個人が特定されてしまわないか心配だ」等の教職員の負担やセキュリティ対策に関する意見がありました。



川崎小でのワークショップ



土橋小でのワークショップ



百合丘小でのワークショップ

(3) 地域に利用してもらうための様々な取組

令和 4(2022)年 11 月に、特別教室等を気軽に利用できることを周知するために、東小倉小学校を会場として、地域で活動する NPO 法人と連携し、子どもを対象とした体験講座を実施しました。この NPO 法人は、これまで市民館等を会場として子どもを対象とした体験講座等を開催していましたが、この取組をきっかけに、令和 5(2023)年夏にも同校において体験講座を実施しました。

令和 5(2023)年 1 月から同年 2 月にかけては、川崎小学校・土橋小学校・百合丘小学校の 3 校を会場として、前記 3 (2) のワークショップで出たアイデアを元にしたお試し開放イベントを実施しました。

ワークショップ参加者の多くは、特別教室等を初めて利用する方たちでしたが、この取組をきっかけに、令和5(2023)年夏に自宅近くの学校の特別教室等を利用された方もいらっしゃいました。

なお、お試し開放イベントに参加された方からは、「学校だと安心して参加できる」、「自宅から近いので参加しやすい」等の声が寄せられました。

また、令和5(2023)年2月には、それぞれのイベントを企画・実施した市民による振り返り会を高津中学校で開催しました。参加者からは、「普段関わらない人と一緒に新しいチャレンジができてよかった」、「小学校という場所の特性を活かしたイベントができてよかった」、「これからも学校を使ってみたい」、「学校が使えることをもっと知ってもらうことが必要」、「新規利用者が安心して利用できる入口を考えることが必要」といった声が寄せられました。

| 日程 | 学校 | 使用教室 | 主な内容 | 参加人数 |
|-------------------------|--------|------------------------|--|------|
| 令和4(2022)年 11月26日(土) | 東小倉小学校 | コミュニティルーム 第2音楽室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 科学者体験 ● 音楽と絵本のサロン | 43名 |
| 令和5(2023)年 1月22日(日) | 百合丘小学校 | 特別活動室 | <ul style="list-style-type: none"> ● ぼうさい出前講座 ● 防災備蓄倉庫見学 ● みんなで合唱 ● ものづくり体験 | 24名 |
| 令和5(2023)年 2月4日(土) | 土橋小学校 | 特別活動室 図工室 被服コーナー | <ul style="list-style-type: none"> ● 哲学対話 ● 16mm フィルム映画上映会 ● お菓子づくり体験 ● 鍵盤ハーモニカ体験 | 39名 |
| 令和5(2023)年 2月5日(日) | 川崎小学校 | 多目的室 | <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティカフェ ● ものづくり体験 ● カンタン救命 AED 講習 ● 多文化共生を考える講演等 ● 16mm フィルム映画上映会 ● パブリックビューイング | 68名 |
| 令和5(2023)年 2月25日(土) | 高津中学校 | 特別活動室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各校イベント等の開催報告 ● 企画から実施までの振り返り ● 学校施設の更なる有効活用に向けた意見交換 ● 発表、共有 | 16名 |

【事例1：東小倉小】



令和4(2022)年11月実施のイベントをきっかけに、引き続き同校を利用してイベントを実施

【ワークショップで出たアイデア等を元にしたお試し開放】

土橋小



鍵盤ハーモニカ練習



16mmフィルム映画上映会

チラシも参加者が作成

【事例2：川崎小→新城小】



お試し開放をきっかけに、地元の学校で着付け教室を実施

4 学校施設の更なる有効活用に向けた検証

前記 3 のアンケートやワークショップ等を通じて、学校施設の更なる有効活用を促進するために必要な条件として、「予約の申込等が簡単にできること」や「空いている場所や時間がすぐに確認できること」といった声や、セキュリティ対策や教職員への負担に関する懸念の声が多く寄せられたことを受け、次のとおり検証課題を設定した上で、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」及び「第 2 次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の考え方も踏まえ、民間提案制度を活用した予約システム及びスマートロックの導入に向けた実証実験及びサウンディング型市場調査を実施しました。

（1）検証課題

ア 利用手続の簡素化及び予約状況の可視化

校庭、体育館、特別教室等を利用するためには、現状では紙による予約手続等を経る必要があることから、市民にとって開放施設が利用しづらい（分かりづらい）状況になっているだけでなく、予約状況が可視化されていないことから、どこかの開放施設がいつ利用できるのか分からないという状況になっています。そのため、予約システムの活用等による利用手続の簡素化及び予約状況の可視化について検証することとしました。

イ 鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減

校庭、体育館、特別教室等を開放している時間帯が、基本的には教職員が不在となる時間（平日夜間及び土日祝日）であることから、施設を利用するために必要な鍵は、利用前後に学校と利用者間で鍵の受け渡しを行う、又は、開放指導員が施設を巡回して施錠・解錠を行う必要があります。このことによって、利用者、学校及び開放指導員に負担が生じているだけでなく、学校の敷地や校舎内に入れる鍵の紛失や不要な複製等のリスクも生じています。そのため、スマートロックの活用等による鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減について検証することとしました。

（2）実証実験の実施

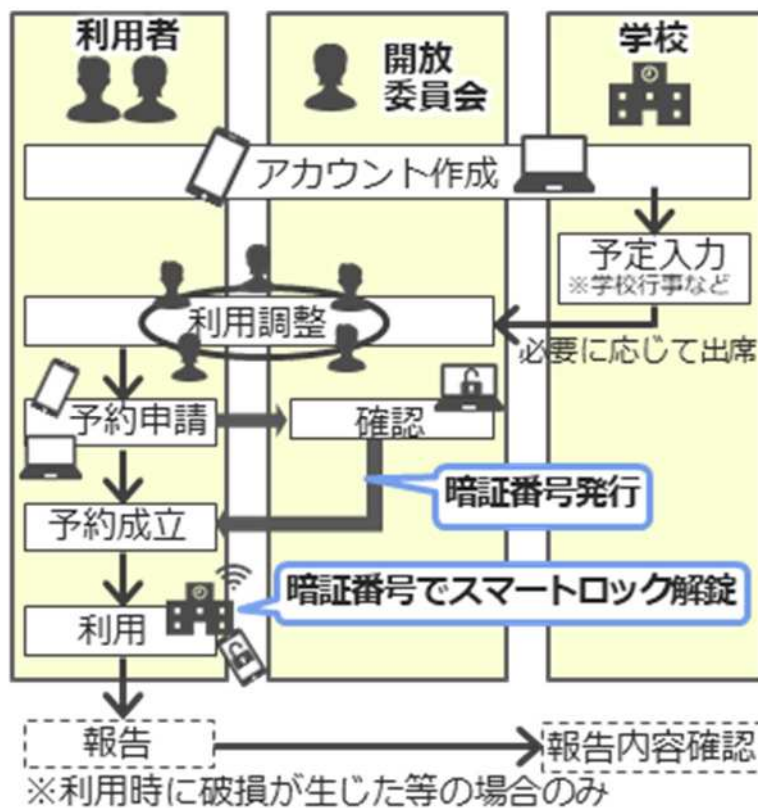
ア 実施概要

第一段階として、小杉小学校・高津小学校・菅小学校の 3 校で、開放している特別教室等を対象に、スマートロック機器の種類や設置場所の組合せを学校ごとに変えて、令和 5(2023)年 2 月利用分から予約システム及びスマートロックによる運用を開始しました。利用者には、予約システムを通じて利用申請を行っていただくとともに、予約ごとに発行される暗証番号を使用して扉やキーボックスを解錠してもらいました。なお、予約システムを通じた利用申請については、特別教室等だけでなく、校庭及び体育館も対象とし、開放委員会による利用調整といった学校ごとの運用方法をできる限り残しながら、利用前の申請及び利用後の報告といった紙による手続を電子化しました。

第二段階として、臨港中学校・御幸中学校の 2 校で、開放している全ての施設を対象に、令和 5(2023)年 8 月利用分から予約システム及びスマートロックによる運用を開始しました。

なお、臨港中学校の校庭夜間開放については、照明の点灯方法をコイン投入方式からスイッチ方式に変更した上で、スイッチを格納したボックスにスマートロック機能を付加するとともに、予約システムの抽選機能を利用する運用方法を試行しました。

【予約システム等による利用手続の流れ】



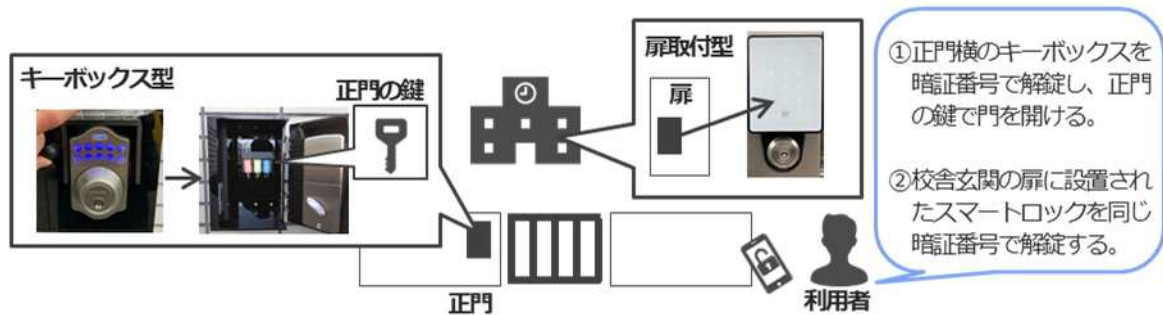
【スマートロック機器の種類】

- 電気錠型 自動ドアや電磁錠に対してスマートロック機能を付加する。
- 扉取付型 既存の錠前に対してスマートロック機能を付加する。
- キーボックス型 既存の物理鍵を格納するボックスに対してスマートロック機能を付加する。

【スマートロック機器の設置場所】

| | 設置数 | 電気錠型 | 扉取付型 | キーボックス型 | 開放施設 |
|-------|-----|------|------|---------|----------|
| 小杉小学校 | 2 | 通用門 | 校舎玄関 | — | 地域ラウンジ |
| 高津小学校 | 2 | — | 校舎玄関 | 正門横 | 特別活動室 |
| 菅小学校 | 1 | — | — | 正門横 | 特別活動室 |
| 臨港中学校 | 3 | — | — | 通用門横 | 体育館・校庭夜間 |
| | | | | 体育館入口横 | 体育館 |
| | | | | 照明操作盤 | 校庭夜間 |
| 御幸中学校 | 1 | — | — | 正門横 | 体育館・武道場 |

【スマートロック機器の取付事例：高津小の場合】



イ ヒアリング等を通じて寄せられた意見や要望

実証実験を進める中で実施したアンケートや個別のヒアリング等を通じて、利用者、開放委員会及び学校からそれぞれ寄せられた主な意見や要望は次のとおりです。

【主な意見や要望】

| |
|---|
| 1 予約システムについて |
| (1) 利用者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 紙書類への記入や、学校への提出がなくなり、負担が軽減された。 ● 予約状況がいつでも確認できるため、問い合わせる必要がなくなった。 ● 予約システム内のカレンダーについて、（同一学校の）利用者間では、いつどこを誰が予約しているのか分かるようにしてほしい。 ● 固定曜日での利用が基本であるため、例えば 1 か月分を一括で予約できるようにしてほしい。 ● 高齢者等、システム操作の支援が必要な方に配慮してほしい。 ● 毎年の団体登録等も電子化してほしい。 ● 電子決済機能を導入する等、使用料の支払いも電子化してほしい。 |
| (2) 開放委員会 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 紙書類がなくなったことで、管理や集計作業といった負担が軽減された。 ● 利用券による使用料支払いのままでは、予約に対する支払確認が非常に困難であるため、電子決済機能を導入してほしい。 ● （同一学校内の）利用者へのメッセージ送信や連絡事項を共有する掲示板機能があると便利 ● 全ての利用申請を確認することは、従来の紙書類の確認に比べれば負担は軽減されるものの、やはり負担感が残る。 ● 細かな運用方法での調整は必要だと思うが、ぜひ本格運用を進めてほしい。 |
| (3) 学校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● スケジュールを紙で管理する必要がなくなっただけでなく、利用者からの問合せがなくなったので、教職員の負担が大きく軽減されている。 ● いつ・どこを・誰が利用するのかすぐ把握できるため、便利かつ安心 |

| | |
|---------------|---|
| 2 スマートロックについて | |
| (1) 利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 暗証番号を共有することで、遅れてきたメンバーも自分で解錠できるので便利 ● キーボックス型だと、前の利用者が鍵の返却を忘れてしまった場合に利用できなくなってしまうので、全て扉取付型とするのが望ましいと思う。 ● 利用前後の解錠可能時間にもう少し余裕があると嬉しい（実証実験では利用時間の前後 15 分を解錠可能時間としている。）。 ● 利用する時間帯（平日夜間及び土日祝日）にトラブルが発生した時の緊急連絡先が必要 |
| (2) 開放委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実際の利用状況が明白になるため、利用マナーの向上といった効果もあると思う。 ● 開放指導員による鍵管理等の負担がなくなるだけでなく、利用者にとっても便利だと思う。 |
| (3) 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ● 利用時間のみ有効な鍵であり、入室履歴も記録されるので、安心感がある。 ● 利用当日のトラブル発生に対応できる窓口を確保してほしい。 |
| 3 その他 | |
| (1) 利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 誰でも予約システムに登録でき、機械的な抽選や先着順で利用するような運用にはしないほしい。 |
| (2) 開放委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ● これまで学校ごとに培われてきた運用ルールも大事にしていきたい。 ● 利用者にはもっと学校に対して愛着を持ってもらいたい。 |
| (3) 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の負担軽減といった効果が出ていることから、他（実証実験実施校以外）の学校からも早く本格導入してほしいといった声が挙がっている。 ● 全てを機械化してしまうと、誰が学校を利用しているのか把握できなくなってしまうため、現在の開放委員会のような顔の見える関係が構築できる仕組みは残してほしい。 ● 学校ごとに地域の特性があり、開放委員会の関わり方も異なっているため、本格導入に向けてはそれぞれの状況をしっかり把握する必要があると思う。 |

（３）サウンディング型市場調査の実施

前記４（２）の実証実験の実施状況等を踏まえ、予約システム及びスマートロックの導入の可能性等を調査するため、令和５（２０２３）年７月に、具体的な機能や導入スキーム、概算経費、稼働までに要する期間、運用のサポート体制等について、事業者と個別対話を行いました。

ア 個別対話の実施概要

実施日 令和５（２０２３）年７月２０日、２６日及び２８日

場 所 川崎駅周辺の本市所管会議室

参加者 ５事業者（ソフトウェア関係３者、警備関係１者及び施設管理関係１者）

イ 個別対話における提案概要

- クラウド型の予約システム等の提供
- 導入費用及び導入期間を圧縮するためのシステム機能と既存の運用の考え方
- 設置場所の状況に合わせたスマートロック（扉取付型、キーボックス型等）の提供
- サポート体制やセキュリティ対策の考え方

（４）検証結果

ア 利用手続の簡素化及び予約状況の可視化

予約システムについては、当初は既存の運用からの変更戸惑う声が挙がっていたものの、利用申請書や利用報告書等の利用者から提出される紙書類の量が膨大であり、書類の管理や集計等の作業に対して開放委員会や教職員に負担が生じていたこともあり、紙書類が不要になったことによる負担軽減を歓迎する声が、利用者だけでなく、開放委員会、学校のいずれからも聞かれました。

また、予約状況の可視化については、空き状況が見えることで、今後の新たな利用者の誘引につながる事が期待されるだけでなく、利用者からの予約状況に関する学校への問合せがなくなる等、教職員の負担が軽減されるといった副次的な効果も見られました。

一方で、利用者からは、団体登録や使用料の支払いといった他の手続も含めた電子化を望む声が挙げられたことから、今後に向けては、申請や決済等の手続をできる限り電子化する等、誰もが利用しやすい仕組みを導入していく必要があります。

イ 鍵の受け渡しに伴う負担及びリスクの低減

予約システムと同様に、当初は戸惑いや不安の声が挙がっていたものの、鍵の受け渡しや管理といった負担軽減を歓迎する声が多くあり、特に学校からは鍵の紛失リスクといった不安が一定解消されるだけでなく、実際の利用状況が把握できることによって安心感が得られるといった声が聞かれたほか、開放委員会からは、利用状況が明らかになることによる利用者のマナー向上といった副次的な効果に期待する声も聞かれました。

また、校庭夜間開放に使用する照明についても、コイン投入方式からスイッチ方式に変更したことで、コイン詰まりといったトラブルの解消にもつながりました。

一方で、実際にスマートロックを利用する時間帯（平日夜間や土日祝日等）にトラブルが発生した際、

対応する窓口がないことについての不安の声が、利用者、開放委員会、学校のいずれからも挙がっていることから、今後に向けては、スマートロック導入による負担やリスクの低減を図るとともに、利用時間帯における相談窓口の設置を検討する等、誰もが安心して利用できる仕組みを導入していくことが必要です。

【スマートロック機器の種類ごとの検証結果】

電気錠型は、電源や通信が有線であるため、安定性といった点では優位性が見られるものの、配線工事等が必要となるため、扉取付型及びキーボックス型と比べてイニシャルコストの負担が大きくなります。

扉取付型については、総合的に欠点が少ないと考えられますが、設置可能場所が屋内の開き戸に限定されている点や、扉や錠前の状態によっては修繕や交換といった対応が必要になる点を考慮する必要があります。

キーボックス型は、設置可能場所の制約が少ないといった点や、ボックス内に複数の物理鍵が格納できるため、1つのスマートロック機器で複数扉への対応が可能といった点で優位性がある一方で、引き続き物理鍵を利用することになるため、鍵の紛失といったセキュリティ上のリスクが一定程度残ることになります。

【スマートロック機器の比較】

| | 電気錠型 | 扉取付型 | キーボックス型 |
|--------|---|---|---|
| 費用面等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する扉 1 つにつき 1 つのスマートロックが必要 ・ <u>配線工事が必要</u> →コスト高 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する扉 1 つにつき 1 つのスマートロックが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 つのスマートロックで複数扉への対応が可能</u> →設置コスト低 |
| 安全面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>物理鍵の紛失リスク無</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>物理鍵の紛失リスク無</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>物理鍵の紛失リスク有</u> |
| 設置可能場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外の扉や自動ドア等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内の開き戸に限定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内外の凹凸のない壁 |

ウ その他

今回の実証実験では、学校や開放委員会と事前に協議、検討を重ねた上で、利用者の不安を解消し、予約システム及びスマートロックを導入することによって混乱を招くことのないよう、できる限り既存の運用方法の流れに沿って実施しました。

しかし、現在の開放委員会による運営は、それを担う地域人材に依存するものであることから、一部の学校では、高齢化や担い手不足といった影響を受けて、教職員の負担につながっているといった実態が見られました。

一方で、誰が学校を利用しているのか把握できるよう、開放委員会のような顔の見える関係が構築できる仕組みは残してほしいといった声が聞かれたことから、今後に向けては、予約システム及びスマートロックの導入による運用方法の変更と併せて、今後の市民ニーズの多様化・増大化や、少子高齢化の更なる進展を見据えながら、実態に即した適切かつ持続可能な運営体制を検討することが必要です。

5 今後の取組の方向性

（1）基本コンセプト

学校施設の更なる有効活用に向けた取組は、市民に“学校施設をもっと使ってもらうための取組”です。市民が使える場（選択肢）をできる限り増やすとともに、学校施設が使えることを市民に知ってもらうことが必要であり、わかりやすい情報を発信する必要があります。

しかし、実際に使ってみようと思ったとしても、使うための手続等が面倒で使いづらければ、実際の利用には踏み出せません。そのため、市民にとって“学校施設を使いやすくするための取組”が必要であり、利用手続や鍵の受け渡しといった負担をできる限り軽減するための予約システムやスマートロックといった ICT を活用する必要があります。

さらに、少子高齢化の更なる進展といった社会状況の変化を踏まえ、学校施設の更なる有効活用を持続可能なものとするためには、一部の地域の方や学校に依存しない仕組みづくりが必要であり、“みんなで使うための取組”が求められます。

このことから、今後の学校施設の更なる有効活用に向けては、①もって使ってもらふ、②使いやすくする、③みんなで使うの3つを基本コンセプトとして、今後の取組を進めていくこととします。



（2）もって使ってもらふための取組（ソフト面）

ア 情報発信の強化

市民アンケートにおいて、「学校施設が使えることを知らない」、「使いたいけど、どうしたらいいのかわからない」といった声が多く寄せられたことを踏まえると、市民に対して、「学校施設が使える」といった情報をより強く発信していく必要があります。具体的には、わかりやすいパンフレットを作成するほか、ホームページや市政だより等の各種広報媒体ツールを有効かつ効果的に活用していくことが必要となりますが、発信した情報が市民にきちんと届くためには、その情報がわかりやすいものであることが重要となります。

現在の学校施設有効活用の制度は、前記2（2）のとおり、校庭、体育館、特別教室等を定期的に利用する方を主な対象としている中でも、時間帯や学校施設の特性に応じて学校施設開放や校庭夜間開放、学校特別開放といった複数の入口が設けられているだけでなく、年に1、2回といった一時的な利用の場合には、利用に当たって必要な手続等の手順が異なっている等、わかりづらいものとなっています。

そのため、まずは定期的な利用と一時的な利用の2つを主な入口として、学校施設を利用する際の制度や手続をできる限り整理・統合することとします。

さらに、学校施設の本来の目的である、子どもたちの学習や生活の場としての安全を確保した上で、市民にもっと学校施設を使ってもらえるよう、教育委員会事務局を中心に、様々な関係部署と連携しながら、学校施設を使いたい市民と使える学校施設のマッチング等の支援を行いながら、学校を核とした地域づくりを進めていきます。

イ 特別教室等の開放拡大

市民アンケート等において、特別教室等を利用する上で必要な条件として「自宅の近くにある学校であること」との意見が多くあったことを踏まえると、より多くの活用を促進するためには、開放可能な学校施設については、できる限り開放していくことが必要です。

ただし、特別教室等については、学校ごとに配置されている場所が異なっていることから、①防犯や児童生徒の個人情報保護といったセキュリティ対策の観点から、校舎入口から特別教室等までの動線が独立（職員室や普通教室から分離）しているか、②施設利用の観点から、その動線内に利用可能なトイレがあるか、③持続可能性の観点から、直近で普通教室等に転用する可能性がないかといった基準を満たす必要があります。

このことを踏まえ、まずは、基準を満たしている特別教室等のうち、特別活動室や多目的室、武道場等の、市民利用に対応しやすい施設を当面の対象として、順次開放を拡大していくこととします。

(3) 使いやすくするための取組（ハード面）

ア 予約システムの導入

「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」の考え方を踏まえると、開放施設を利用するための予約手続等についても DX を進めていく必要があることから、今後は、新たに予約システムを導入することを前提として、より使いやすくするための取組を進めていくこととします。

本市では、既に市民館やスポーツセンター等の予約を管理している「ふれあいネット」があり、ふれあいネットに学校施設の予約も組み込むことで、利用手続の入口が 1 つに集約される等、利便性の向上や情報発信の強化といった効果が期待できますが、ふれあいネットの対象が「地方自治法第 244 条及び第 244 条の 2 に定めるところによる公の施設に準じた市民の利用に供する施設」であり、市民利用を前提に設置されている公共施設と、学校教育を目的として設置されている学校施設では、その性質が大きく異なっていることから、ふれあいネットに組み込むためには、前提条件の整理が必要となります。

さらに、新たな予約システムの導入に際しては、行政情報システムのクラウド化（クラウド・バイ・デフォルト）の観点で検討する必要があります。

“オンプレミス型¹”と“クラウド型²”の主な特徴を比較すると、“オンプレミス型”は独自の運用に合わせたカスタマイズが可能といった点で優位である一方、導入コストや導入期間といった点ではクラウド型が優位であるとともに、個別対話における全ての事業者からの提案が“クラウド型”であったことを踏まえると、情報セキュリティ対策の徹底や運用方法の見直しといった点に一定留意する必要があるものの、“クラウド型”の予約システムを導入することが望ましいと考えられます。なお、ふれあいネットは“オンプレミス型”であることから、仮に全ての開放施設をふれあいネットに組み込む場合、設計や改修に要する時間が長期にわたるだけでなく、多額の費用が必要になることが想定されます。

このことから、開放施設を利用するための予約手続等については、情報セキュリティ対策や運用方法の見直し等に留意した上で、ふれあいネットとは別に、“クラウド型”の予約システムを導入することとします。なお、導入当初は運営支援として、一定期間、サポート体制を構築することとします。

¹ オンプレミス型とは、サーバーやソフトウェア等を使用者が保有し、運用するタイプの情報システムのことを指します。

² クラウド型とは、ベンダーがオンライン上で提供するサービスを、使用者がインターネットを通じて利用するタイプの情報システムのことを指します。

【オンプレミス型とクラウド型の主な特徴】

| | オンプレミス型 | クラウド型 |
|------|---|--|
| 費用面等 | <ul style="list-style-type: none"> ● サーバーやソフトウェアライセンス、ネットワーク機器の購入、スペース確保等の初期費用が必要 ● ハードウェア及びソフトウェアの購入、サーバーの設置、システムの構築等に一定の導入期間が必要 ● 購入したサーバーやソフトウェア、ネットワーク機器の運用・保守に伴う費用が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 初期費用が基本的に不要であり、クラウド上で管理を行うため、物理的なスペースを必要としない。 ● 既に稼働しているサービスを利用するため、機器の構築等が不要であり、短期間での導入が可能 ● 初期費用やサーバー等の運用・保守に伴う費用は、月額サービス料に含まれる。 |
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none"> ● 既存サービスの運用に合わせたカスタマイズが可能 ⇒費用は別途必要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 独自運用に合わせたカスタマイズが困難であることから、運用の見直しが必要となる場合がある。 |
| 安全面 | <ul style="list-style-type: none"> ● 専用回線のみログインが可能 ● セキュリティソフトの導入やアクセス制限等が自由にできる等、独自のセキュリティ対策が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ● ID とパスワードがあればどこでも誰でもログインが可能 ● セキュリティ対策はベンダーが対応 |

イ スマートロックの導入

予約システムと同様に、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」の考え方を踏まえると、開放施設を利用する際に必要となる鍵の管理についても DX を進めていく必要があることから、今後は、新たに予約システムと連動したスマートロックを導入することを前提として、より使いやすくなるための取組を進めていくこととします。

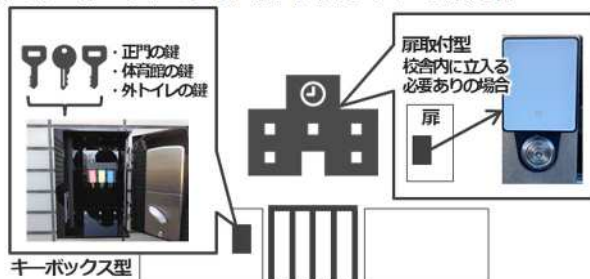
なお、具体的に導入するスマートロック機器の種類については、実証実験の検証結果等を踏まえると、コスト面においては、設置可能場所の制約が少なく、複数扉への対応が可能となるキーボックス型をできる限り採用することが望ましいと考えられますが、鍵の紛失リスクが一定残るといった点を考慮すると、厳重なセキュリティ対策が必要な校舎内への立入りが可能となる場所については、できる限り扉取付型を採用することで、鍵の紛失リスクを低減する必要があります。

また、学校は災害時における避難所として指定されていることから、学校閉庁時に災害が発生した場合に備えて、門や体育館、備蓄倉庫等の鍵を避難所運営会議の構成員等が保管しており、スマートロックの導入に際しては、災害時に必要となる扉が物理鍵でも解錠できる仕組みを残す必要があります。

このことから、開放施設を利用する際に必要となる鍵の管理については、まずはキーボックス型のスマートロックを各学校に 1 つ設置することとし、敷地内への立入りに必要な門扉の物理鍵や、開放施設の利用に必要な物理鍵を可能な範囲で集約し、キーボックスに格納することとします。ただし、校庭や体育館と異なり、特別教室等は基本的に校舎内に立ち入る必要があることから、特別教室等については、校舎の入口に扉取付型のスマートロックを設置する、又は別のキーボックス型のスマートロックを設置し、物理鍵を格納することで、物理鍵の紛失リスクを低減します。なお、校舎とつながっており、校舎内への立入りが可能な建付けの体育館についても、特別教室等と同様に考えることとします。さらに、校庭夜間開放に

使用する照明については、それぞれの点灯方法をコイン投入方式からスイッチ方式に変更した上で、スイッチを格納したボックスにスマートロック機能を付加することとします。

【スマートロック タイプ別取り付けの考え方】



(4) みんなで使うための取組（仕組み）

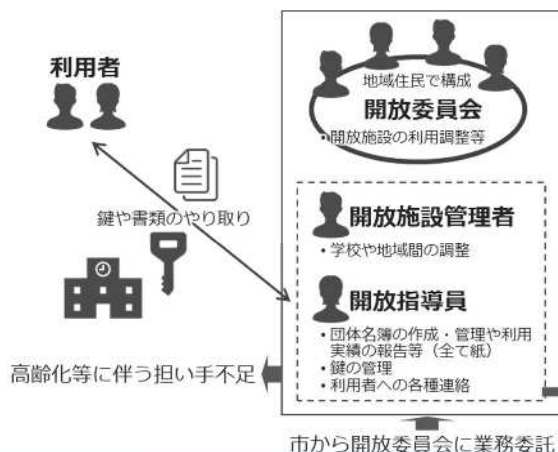
学校施設は、未来を担う子どもたちの学習や生活の場であることから、学校教育に支障のない範囲という制限を踏まえた上で市民に開放しています。そのため、市民館やスポーツセンター等の市民利用を目的に設置された施設とは異なり、学校ごとに地域を主体とした開放委員会を設置し、定例会議や利用調整会議といった場を通じて、学校と利用者の顔の見える関係を構築してきました。

これまで開放委員会が担ってきた団体名簿や申請書類等の管理、利用実績の集計、開放施設の施錠管理といった役割について、今後は予約システムとスマートロックが担うこととなりますが、開放施設の利用調整や利用者への指導等については、円滑な運営のために引き続き必要な役割であり、特に、児童生徒の安全確保とともに、愛着を持って学校を利用してもらうためには、学校と利用者の顔の見える関係の構築が必要です。一方で、その役割を利用者ではない地域住民に担ってもらう現行の運営体制は、担い手不足等の課題が多く、持続可能性の観点から体制の維持が難しくなっています。

このことから、今後も引き続き、開放委員会を基本とした運営体制は継続することとしますが、これまで開放委員会が担ってきた団体名簿や申請書類等の管理や利用実績の集計、開放施設の施錠管理といった役割がなくなることから、まずは、現状の業務委託を見直しながら、利用者による相互協力を前提とした仕組みへ移行することとします。

なお、運営体制の移行については、学校ごとに運営の実態等が大きく異なることから、混乱を招くことのないよう経過措置の期間を設けた上で、各学校における実態を把握し、個別に教育委員会事務局が必要な支援を行いながら、順次進めていくこととします。

【現行の運営体制】



【システム等導入後の基本の運営体制】

※各学校における実態を把握した上で、個別に対応



6 受益者負担の考え方

（１）現状と見直しの方向性

学校の開放施設における受益者負担については、開放施設ごとに使用料設定の考え方に差異があるだけでなく、使用料設定後の平成 26(2014)年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」が策定されており、かつこの間、見直しがされていないことを踏まえると、全庁的な考え方であるこの基準に基づき、今後の使用料設定の考え方を見直す必要があります。

【使用料設定の現状】

| 開放施設 | 現状の使用料 |
|-----------------|---|
| 体育館 | 平成 21（2009）年度包括外部監査結果に伴う措置として、平成 26（2014）年度から、体育館内の照明及びトイレの使用に伴う光熱水費実費相当分等を基に、使用料を設定。金額は <u>学校ごとに設定</u> |
| 校庭（昼間） 特別教室等 | 体育館と比較して電気の使用量が少なく、徴収した場合の経費が上回る等の理由から、 <u>使用料を設定していない</u> 。 |
| 校庭（夜間） | 校庭の夜間利用者のみによる使用のため、夜間照明の使用に伴う電気料実費相当分等を基に、使用料を設定。金額は <u>一律に設定</u> |
| 特別開放施設 | 市民館等と同様に、幅広い市民の利用に対応できる施設であることから、 <u>近傍同種の施設の使用料を基に、施設ごとに使用料を設定</u> |

（２）原価算定の対象経費

ア 対象経費の考え方

公の施設の使用料の原価算定の対象経費としては、施設の建設費やシステム導入費等の「イニシャルコスト」と、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等の「ランニングコスト」があります。

しかし、市民利用を目的として設置、維持管理等がされている市民館やスポーツセンター等の市民利用施設と、学校教育の運営を目的として国の負担金を受けて設置、維持管理等がされている学校施設では、その性質が大きく異なることから、学校の開放施設における使用料の設定については、事業の目的に留意しながら、原価算定の対象経費の範囲を独自に精査する必要があります。

イ イニシャルコスト

小・中・特別支援学校は、それぞれ普通教育（特別支援学校においては、それに準ずる教育）を施すことを目的として設置、維持管理しているもので、仮に学校施設を開放しない場合であっても、その建設費用や、学校教育を運営するために必要な環境整備費用は必要なものであり、全て公費負担を前提としているものであることから、これらの経費は、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象外とします。

一方、今後の予約システム及びスマートロックの導入に係る経費については、その導入目的が学校の開放施設に係る利用手続の簡素化や予約状況の可視化、セキュリティ対策の向上のためであり、その受益が特定の者（開放施設の利用者）に限られることから、これらの経費は、学校の開放施設におけ

る使用料の原価算定の対象とします。

ウ ランニングコスト

小・中・特別支援学校における学校教育の運営経費のうち、人件費及び物件費については、イニシャルコストと同様に、全て公費負担を前提としているものであることから、これらの経費は、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象外とします。

一方で、開放施設の利用に伴う光熱水費については、学校教育以外の目的で開放施設を利用することで生じる費用であり、その受益が特定の者（開放施設の利用者）に限られることから、これらの経費は、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象とします。




また、予約システムやスマートロック、その他学校の開放施設の運用のみに係る経費についても、光熱水費と同様に、開放施設を利用することで生じる費用であり、その受益が特定の者（開放施設の利用者）に限られることから、これらの経費は、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象とします。

エ 対象経費の範囲及び算出

前記アからウまでの考え方を基に、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象経費の範囲を次の表のとおりとします。

なお、具体的な対象経費の金額については、光熱水費の算出に必要な調査等を実施した上で、今後の予約システム及びスマートロックの導入や、その運用に係る経費が明らかになった段階で算出するものとします。

【対象経費の範囲】

| |  学校施設 |  照明、空調、水道 |  予約システム等 |
|----------|--|--|---|
| イニシャルコスト | 施設開放実施にかかわらず、建設費等は必要 ⇒対象外 | 施設開放実施にかかわらず、環境整備は必要 ⇒対象外 | 施設開放の環境整備のために必要な経費 ⇒対象 |
| ランニングコスト | 学校教育の運営経費(人件費・物件費) ⇒対象外 | 施設開放実施時のみに発生する経費(光熱水費) ⇒対象 | 施設開放の運用のために必要な経費(維持管理費) ⇒対象 |

(3) 受益者負担と公費負担の割合

公の施設の使用料は、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、「基礎的・選択的（公共関与の必要性）」及び「市場的・非市場的（収益性）」の要素を基に、受益者負担と公費負担の標準的な割合を決定することとなります。

学校施設は、学校教育を運営するために設置されている「基礎的（公共関与の必要性が大きい）」かつ「非市場的（民間同種・類似施設が少ない）」な施設であることから、施設の性格としては、全ての費用を公費で負担（受益者負担 0%）すべきものであると考えられます。

しかし、この考え方は学校施設の建設や環境整備等に伴うイニシャルコストや学校教育の運営に伴うランニングコストを、学校の開放施設における使用料の原価算定の対象外とした考え方に包含されている

ことから、負担割合の決定に際して、施設の性格は考慮しないこととします。

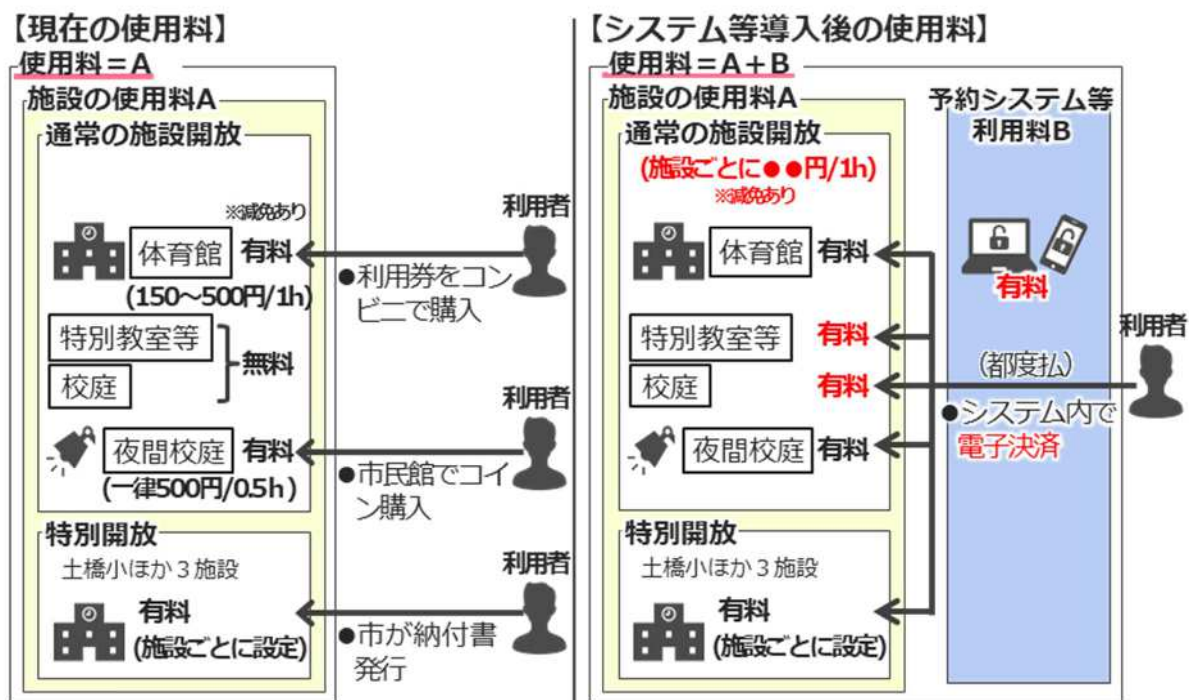
一方で、提供しているサービス内容としては、事業の目的が「学校教育に支障のない範囲で川崎市立学校の施設を市民の利用に供することによって、川崎市における生涯学習の振興を図ること」であり、同様の目的を達成するために施設及び設備を市民の利用に供している教育文化会館・市民館等と類似していることから、教育文化会館・市民館等における受益者負担割合を参考にすることとします。

（４）今後の使用料設定の考え方

開放施設の利用に伴う受益は、校庭や体育館、特別教室等の種類によって異なるものではなく、今後は、電子決済機能の導入等による徴収経費の低減が見込まれることから、使用料の設定については、学校施設を利用する方としない方の負担の公平性・公正性を確保するといった観点からも、これまで無料としていた校庭（昼間）や特別教室等も含めて見直し、全ての開放施設に対して使用料を設定することとします。

なお、開放施設ごとの具体的な使用料の金額については、対象経費を算出した後に、他自治体における同種・類似の施設・行政サービスにおける使用料の状況等も踏まえながら、受益者負担割合を決定した上で、算定することとします。

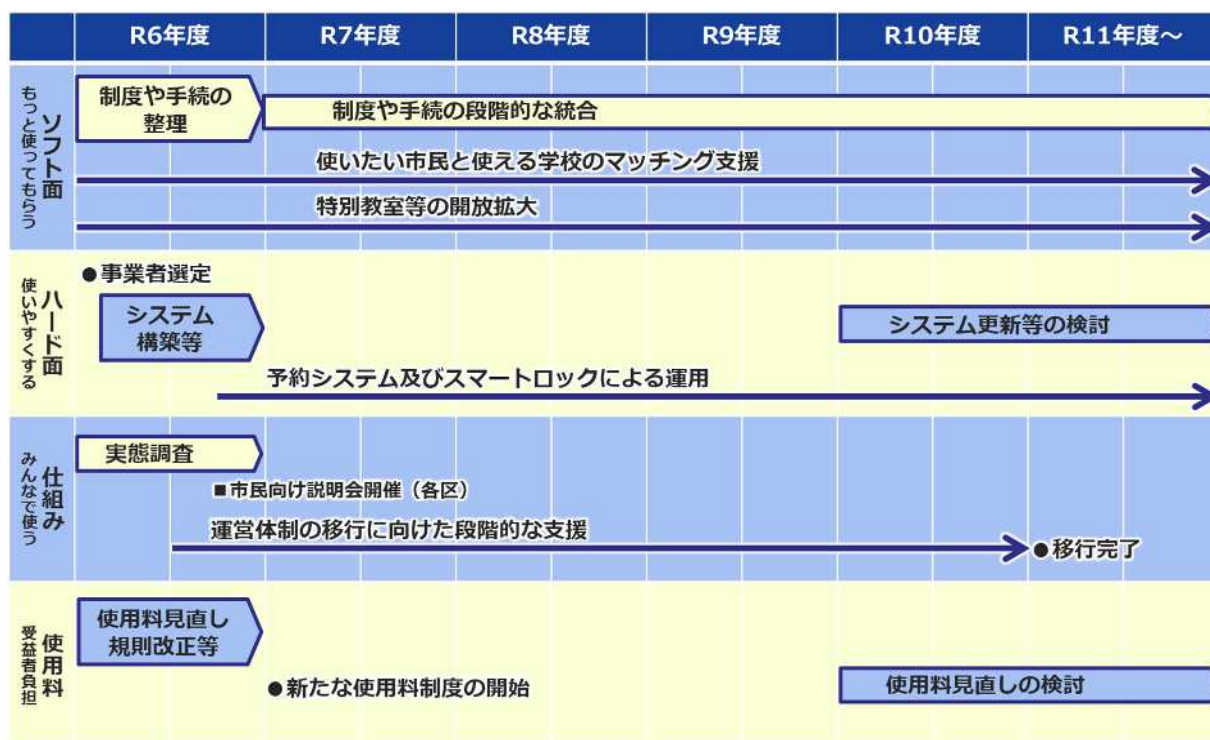
<今後の使用料設定のイメージ>



7 今後のスケジュール

予約システム及びスマートロックについては、学校間に格差が生じることのないように、令和 7(2025)年度からの全校での運用開始を目指すこととし、令和 6(2024)年度にシステム構築等を進めながら、各区で説明会を開催する等、円滑な移行に向けて丁寧に取り組んでいきます。また、新たな使用料についても、予約システム等の導入と併せて、令和 7 年度からの開始に向けて取組を進めていきます。

なお、開放委員会については、担い手不足等の影響で、学校施設の開放に係る事務が教職員の負担となっている学校を中心に、利用者相互による運営体制への順次移行に向けた支援を行っていきます。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針（案）

令和5(2023)年12月

川崎市教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3309 FAX 044-200-3950

E-mail 88chiiki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI
SDGs 

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100+